

サービス利用規約

株式会社オージス総研（以下「当社」という。）は、以下に定めるサービス利用規約（以下「本規約」という。）と、本規約の適用を受けるサービスの種類別に定めるサービス基本仕様書（以下「基本仕様書」という。）に基づき、当社とサービス利用契約（以下「利用契約」という。）を締結した者（以下「契約者」という。）に対して当該サービスを提供するものとする。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用する。

1. 「本サービス」とは、本規約及び基本仕様書に基づき当社が契約者に提供するサービスをいう。
2. 「本サービス用設備」とは、本サービスを契約者に提供するために当社が設置し、利用契約に基づき当社が契約者に使用許諾するサーバ設備、ネットワーク設備及びそれらの上で稼動するソフトウェアをいう。
3. 「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備及び本サービスを契約者に提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいう。
4. 「ID」とは、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。
5. 「パスワード」とは、IDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。
6. 「消費税等」とは、消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課をいう。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を随時変更することがあり、当該変更が行われた時点で契約者の利用条件その他利用契約の内容は、当該変更後の本規約が適用されることに契約者は同意したものとする。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、変更予定日の30日以上前に変更後の本規約の内容を契約者に通知するものとする。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の成立及び変更）

1. 利用契約は、本サービスの利用申込者が、本規約及び基本仕様書の内容を承諾した上で、当社指定の申込書に端末機器、回線接続環境、その他本サービスの利用に関する必要事項を記入して当社に提出し、当社がこれに対して承諾の意思を発したときに成立するものとする。なお、本規約及び基本仕様書は本サービスの利用契約の内容の一部を構成するものとし、当社は申込書を受領した時点で、利用申込者が本規約及び基本仕様書の内容を承諾しているものとみなす。
2. 契約者は、基本仕様書に定められた範囲内で利用契約の内容の変更を申し出ることができる。利用契約の変更は、契約者が当社指定の申込書に必要事項を記入して当社に提出し、当社がこれに対して承諾の意思を発したときに成立するものとする。
3. 当社は、前二項の申込に対する審査に必要と判断する場合には、利用申込者又は契約者に対し、当社指定の申込書に加え、審査に必要な資料の追加提出を求めることができる。
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、当社は第1項及び第2項の申込みを承諾しないことができる。
 - ① 利用申込者又は契約者が当社所定の申込み手続きに従わない場合
 - ② 利用申込者又は契約者が過去に当社との契約に違反した事実がある場合
 - ③ 本サービスの提供又は利用契約の変更により、業務上若しくは技術上の問題が生じる又は生じるおそれのある場合
 - ④ 利用申込者又は契約者が本規約に違反するおそれがある場合
 - ⑤ その他当社が不相当と判断した場合

第4条（通知義務）

1. 契約者は当社に対し、以下の各号に定める事由が生じ又はそのおそれのあるときは、事前に（やむを得ない場合は事後遅滞なく）、その旨を書面により通知するものとする。
 - ① 本店の移転又は住所の変更
 - ② 商号の変更
 - ③ 解散、資本又は資本剰余金の減少、事業の全部又は重要な一部の譲渡、合併、株式移転、株式交換、会社分割
 - ④ 担当者の変更又は連絡先の変更
 - ⑤ 第3条第1項の本サービスの利用に関する必要事項の変更

⑥ その他当社が指定する事項の変更

2. 契約者が当社に対する通知を怠ったことに起因して契約者に発生した損害については、当社は何らの責任も負わないものとする。

第5条（利用開始日）

1. 本サービスの利用開始日は、契約者との合意に基づき、当社から契約者へ通知する。
2. 当社は、本サービスの利用開始日までに、第3条第1項の規定によって提出された申込書の内容に従い、契約者が本サービスを利用するために必要な情報を設定し、契約者にその内容を通知するものとする。

第6条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、第5条に定める利用開始日をもって開始し、利用契約に定めた利用期間の満了日をもって終了する。なお、基本仕様書に最短利用期間が規定されているサービスについては、本サービスの利用期間は当該最短利用期間以上の期間となるよう利用契約に定められる。
2. 前項の定めにかかわらず、基本仕様書において本サービスの利用期間の延長について規定されている場合は、当該規定に基づき延長された期間の満了日をもって、本サービスの利用期間が終了する。

第7条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、基本仕様書にて定める期限までに、書面により当社に通知することにより、利用契約を解約することができる。
2. 前項により利用契約が解約される場合、当社は基本仕様書の定めに従いサービス解約日を設定し契約者へ通知する。

第3章 本サービスの変更・停止・終了

第8条（本サービスの変更）

1. 当社は、本サービスの仕様又は内容を随時変更することができるものとする。当該変更が行われた時点で、当該変更後の本サービスの仕様及び内容について契約者は同意したものとする。
2. 当社は、前項の変更がなされる場合には、変更予定日の30日以上前に当該変更後の本サービスの仕様及び内容を契約者に通知するものとする。

第9条（本サービス利用の一時的な制限・停止）

1. 当社は、天災地変、電力の不安定、一般公衆回線に生じた事故、火災その他やむを得ない事情のあるときは、契約者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に制限又は停止することができる。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用中に、本サービス用設備等に過大な負荷を生じさせる行為をした場合は、本サービスの提供を一時的に制限又は停止することができる。

第10条（保守等による本サービスの一時的な停止）

当社は、サーバの保守・管理・修繕、ソフトウェアのバージョンアップ、その他合理的な事由のあるときは、本サービスの提供を一時的に停止することができる。

第11条（契約者の責めに帰すべき事由による本サービスの停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することができる。

- （1） 第5章（利用料金）で規定された本サービスの利用の対価、及び延滞金を、支払期日が経過しても支払わない場合
- （2） 第25条各号に定める禁止行為に該当する行為又はこれらの禁止行為に準じる行為を行ったと当社が判断した場合
- （3） 第34条第1項各号又は第2項のいずれかに該当する場合
- （4） 本サービスの申込に当たって契約者が虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- （5） 前各号に掲げる事項の他、本規約並びに本規約に基づく利用契約及びその他の契約の規定に違反する行為をした場合、又は当社の営業活動、当社の業務遂行若しくは当社の電気通信設備に影響を及ぼした場合、若しくはこれらの事項に影響を及ぼすおそれのある行為をした場合

第12条（本サービスの制限・停止時の処置）

1. 当社は、本規約に別段の定めがない限り、第9条乃至第11条の規定により本サービスの提供を制限又は停止しようとする場合は、事前に契約者に対し、その理由、制限又は停止期日並びに制限又は停止期間を通知する。但し、当社が緊急に本サービスの提供を制限又は停止する必要があると判断した場合には、通知することなく当社は直ちに本サービスの提供を制限又は停止することができるものとする。またこの場合、

当社は契約者に対し、本サービスの提供の制限又は停止後にその理由、制限又は停止期日並びに制限又は停止期間を当社の定める方法で通知するものとする。

2. 契約者は、第9条乃至第11条の規定に基づく本サービスの提供の制限又は停止により契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、当社に対し、利用料金の免除・減額・返還、損害賠償の請求を含め、何らの請求をすることができない。

第13条（本サービスの終了）

1. 当社は、業務上、技術上その他合理的な事情のある場合は、契約者に対し、90日以上前に通知することにより、利用契約を解約し、本サービスの提供を終了することができる。
2. 当社は、前項の場合、本サービスに代替又は類似するサービスを提供するサービスプロバイダがあり、契約者がこれに移行することを希望するときは、契約者に合理的な範囲で協力する。
3. 第1項の場合、契約者は、当社に対し、本サービスの利用開始日から本サービスの提供終了までの月額利用料金その他の料金の返還、損害賠償の請求を含め、何らの請求をすることができない。

第4章 本サービスの内容等

第14条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの仕様及び内容は、基本仕様書に定めるとおりとする。

第15条（知的財産権）

契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用によって本サービスに関する一切の知的財産権及びその他の権利を取得するものではないことを確認する。当該知的財産権及びその他の権利は、当社及び当社への権利許諾者に帰属するものとし、契約者は当社及び当社への権利許諾者の知的財産権に関する権利表示及び説明を変更してはならないものとする。

第16条（本サービスのレベル等）

1. 当社は、契約者に提供する本サービスのレベル等について、基本仕様書にて定めるものとする。
2. 本サービスのレベルの変更については、第8条の規定に従う。

第17条（データのバックアップ）

1. 契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとする。
2. 当社は、本サービス用設備等の障害発生時の復旧に供するため、契約者のデータを含め本サービス用設備のすべての記録内容についてのバックアップ作業、移動及び削除をすることができるものとする。
3. 前項に基づき、当社が作成するバックアップデータは、当社の責任と管理のもとで厳重に運用され、本サービス用設備等の復旧以外の目的には使用しないものとする。なお当社が作成するバックアップデータは、契約者が作成するバックアップデータを補完するものではなく、また本サービス用設備等の復旧を完全に保証するものではない。

第18条（利用契約外のサービス）

契約者は、基本仕様書に定める本サービス以外のサービスの提供を受けることを希望する場合には、当社にその旨を通知するものとする。この場合、当社は自らの裁量により当該サービスの提供の可否を決定できるものとし、当社が当該サービスを提供する決定を行った場合には、当社と契約者が協議の上、その提供条件及び対価につき定めた契約を別途締結するものとする。

第19条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関して必要な業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができるものとする。この場合、当社は当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、当社が契約者に対して負うべき本規約所定の義務と同等の義務を負わせるものとする。なお当社が再委託を行った場合でも、当社は本規約に基づく履行義務を免れることはできないものとする。

第5章 利用料金

第20条（利用料金）

1. 契約者が本サービスの利用の対価として当社に支払うべき月額利用料金その他の料金（以下「対価」という。）は、本規約、基本仕様書、又は利用契約に定めるものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本サービス提供にかかる費用の上昇その他やむを得ない事情があるときは、契約者に対し60日以上前に通知することによって、月額利用料金を変更することができるものとし、契約者はこれに同意するものとする。

第21条（支払方法）

1. 契約者は、第20条に定めた対価を、当社の請求に従い、当社が指定する期日までに、当社の指定する金融機関への支払いその他当社の指定する方法により支払うものとする。当社は、請求及び支払の期日、金融機関並びに支払い方法を別途定めるものとする。
2. 第1項にかかる消費税等相当額及び振込手数料等の支払いに要する費用は契約者の負担とする。
3. 契約者が本規約、基本仕様書又は利用契約に基づいて支払義務のある金銭の支払いを滞らせた場合には、契約者は当然に期限の利益を失い、未払金及びこれに対する所定の支払期日の翌日から完済日まで年14.6%の割合による遅延損害金を加算して一括して当社に支払うものとする。

第22条（利用料金の不返還）

契約者は、当社に対し、既に支払った対価、初期費用その他一切の金銭の返還を求めることができない。但し、本規約又は基本仕様書に別段の定めのある場合はこの限りではない。

第23条（利用期間内の解約及び解除の場合の利用料金の取扱い）

1. 契約者が第7条に基づいて利用契約を利用期間内に解約した場合又は契約者が第34条の解除事由に該当したことにより利用契約が解除された場合は、契約者は、解約・解除日以降より利用期間満了日までの残余の期間に対応する対価を、当社が定める期日までに支払うものとする。
2. 前項における対価の支払い時期及び支払い方法については、第21条の定めを準用するものとする。

第6章 契約者の義務

第24条（利用の前提）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービスの利用に必要な一切の端末機器及び回線接続環境を自ら手配し、これらを常に本サービスを利用可能な状態に維持管理しなければならない。
2. 前項の手配及び維持管理は、契約者の責任と負担で行うものとする。
3. 契約者は、基本仕様書等別途書面で定めた場合又は当社の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本サービスを日本国外において利用してはならない。
4. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報（以下「コンテンツ」という。）については、契約者の責任で提供又は伝送されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わない。
5. 契約者は、当社から本サービスを利用するために必要な ID 及びパスワード（以下「ID 等」という。）の発行を受けた場合、契約者は、本サービスを利用するためにのみ当該 ID 等を使用するものとし、当該 ID 等が第三者に開示又は漏洩することがないように善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
6. 契約者の責めに帰すべき事由により、契約者の ID 等が第三者に開示又は漏洩し（以下「漏洩等」という。）、当該第三者が契約者の ID 等を用いて、本サービスを利用した場合（以下「ID 等の不正利用」という。）、契約者による利用とみなし、契約者は ID 等の不正利用につき一切の責任を負うものとする。
7. 前項の ID 等の不正利用に起因又は関連して、契約者及びその他の者に損害が生じた場合であっても、当社は、かかる損害について、一切の責任を負わない。
8. 契約者は、ID 等が漏洩等し又は第三者によって不正に使用されたことを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとする。

第 25 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ① 第 3 条第 1 項に従い届け出た内容に反して本サービスを利用すること。
- ② 当社から貸与されるマニュアルに反するなど、作為又は不作為により、当社の指示に従わないこと。
- ③ 本サービスを構成するソフトウェアやマニュアルなどの複製、翻案等を行うなど、本サービスに関して当社又は第三者の有する著作権、商標権その他の権利（知的財産権に限られない）を侵害し又は侵害するおそれのある行為をすること。
- ④ 当社による本サービスの提供又は契約者以外の者による本サービスの利用を妨害し又は妨害するおそれのある行為をすること。

- ⑤ 当社又は第三者への誹謗、中傷をすること。
- ⑥ 当社又は第三者に不利益を与える行為をすること。
- ⑦ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又は、これを勧誘する行為をすること。
- ⑧ 不適切な内容を含むコンテンツ、又は法令を遵守していないコンテンツを、公然と表示、第三者に送付、又は第三者と共有すること。
- ⑨ 選挙運動若しくはこれに類する行為、又は公職選挙法に違反する行為をすること。
- ⑩ 広告、宣伝又は勧誘等売名に関する行為をすること。
- ⑪ 公序良俗に反する行為をすること。
- ⑫ 法令に違反するもの、違反のおそれのある行為をすること。
- ⑬ 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ等にリンクを張ること。
- ⑭ 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさしめ、又は、当該第三者の当該行為が存在することを知りながら、適切な措置を講じることなく放置すること。
- ⑮ その他、前記各号に準ずる行為をすること

第26条（当社に対する報告、当社による調査）

1. 当社は、契約者に対し、必要に応じて、法令等の遵守状況、その他当社が本サービスの運営において合理的に必要とする事項についての報告を求めることができるものとし、契約者は、すみやかに、当社の求めに応じ報告するものとする。
2. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。
3. 当社は、契約者の本サービスの利用状況を確認するために、契約者の立会のもと、契約者の事業所内に立ち入り、端末機器、回線接続環境等を実査することができ、契約者はこれに協力するものとする。この場合、当社は事前に調査日、調査内容、調査の方法を通知する。
4. 当社は、前項の立ち入り調査に、当社の指定するネットワーク技術者等の専門家を立ち合わせることができ、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとする。

第7章 当社の義務

第27条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、契約者に対して本サービスを円滑に提供できるよう、善良なる管理者の注意をもって本サービス用設備の維持管理を行う。

第28条（本サービス用設備等の障害等）

1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとする。
2. 当社は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備の復旧・修理を行う。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者にその復旧・修理を指示する。
4. 前各項の他、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方にその旨を通知し、両者協議の上各自の行うべき対応措置を決定し、対応を実施するものとする。

第29条（知的財産権侵害時の責任）

1. 契約者が、第三者から本サービスが当該第三者の著作権、日本国における特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害している旨の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が満たされる場合に限り、当社は、かかる申立によって契約者が当該第三者に対し支払うべきとされた損害賠償額及び契約者に生じた損害を第38条及び第39条の規定により負担するものとする。但し、第三者からの申立が当社の責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではなく、当社は一切責任を負わないものとする。
 - （1） 契約者が当該第三者から申立を受けた日から3営業日以内に、当社に対し申立の事実及び内容を書面により通知すること
 - （2） 契約者が当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え並びに必要な援助をすること
 - （3） 契約者の敗訴判決が確定すること又は当社が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること
2. 当社の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として、本サービスの将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、当社は、当社の判断及び費用負担により、以下の各号に定めるいずれかの措置を講じることができるものとする。
 - （1） 当該紛争にかかる部分を同等の代用物と交換して本サービスと同様のサービスを提供する。

- (2) 当該第三者から使用権を取得し、本サービスを継続して提供する。
- (3) 当該紛争にかかる部分の契約者による利用を中止し、利用契約を解約する。
- 3. 本サービスにおける第三者の知的財産権に関する当社の法律上の責任は、第38条、第39条及び本条に定めた範囲のものに限られるものとする。
- 4. 前各項の定めにかかわらず、本サービスを構成する第三者のソフトウェアに起因する第三者の知的財産権の侵害に関する申立については、当社は、当該ソフトウェアの使用許諾条件に従って処理するものとし、その他の義務及び責任を負担しない。

第8章 その他一般規定

第30条（第三者による利用）

- 1. 契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部又は全部を利用させることはできない。但し、基本仕様書に別段の定めがある場合はこの限りではない。
- 2. 契約者は、前項但書に基づき第三者に本サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならない。
- 3. 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、第6章に定める契約者の義務を遵守させなければならない。当該第三者がこの義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は第11条その他の違反行為に対する措置を契約者及び当該第三者に対し講ずることができるものとする。
- 4. 第2項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、当該第三者より損害賠償の請求等があった場合には、一切の折衝及び賠償の責を負うものとする。
- 5. 前項にかかわらず、契約者が本サービスを利用させた第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、契約者は、当該請求への対応のために当社が支出を要した一切の費用（弁護士費用、第三者への支払額を含むが、これらに限らない）を当社に支払うものとする。

第31条（秘密情報の取扱い）

- 1. 契約者及び当社は、本サービス利用のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面又は電磁的記録により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後1週間

以内に書面又は電磁的記録により内容を特定した情報を秘密情報と定めるものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 契約者及び当社は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、本条に定める場合を除き、事前に相手方からの書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に漏洩してはならないものとする。
3. 契約者及び当社は、秘密情報を利用契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員並びに契約者又は当社が依頼した弁護士、会計士、税理士その他の法令上の守秘義務を負っている専門家に対して、相手方の事前の承諾なく開示できるものとする。また、当社は利用契約の目的のために必要な範囲で、第19条に基づく再委託先に対して、お客様の事前の承諾なく秘密情報を開示できるものとする。
4. 契約者及び当社は、前二項の規定に基づき秘密情報を開示する場合は、当該開示先が法令上の守秘義務を負っているときを除き、当該開示先に対し利用契約及び個別契約と同等の秘密保持義務を負わせた上で遵守させるものとし、当該開示先による当該秘密保持義務の違反があった場合、自己の行為として、その責めを負うものとする。なお、前項の役員及び従業員については、退職後も前段と同様とする。
5. 契約者及び当社は、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合には、次の各号に定める措置をとった上で、秘密情報を開示することができるものとする。
- (1) 当該要求があった旨を、秘密情報の開示前に相手方に書面にて通知すること。
但し、事前の通知が困難な場合には、開示後直ちに相手方に書面にて通知すること。
 - (2) 秘密情報のうち、合理的に適法と推定できる権限に基づいて開示が要求されている部分についてのみ開示すること。
 - (3) 情報開示する秘密情報につき、秘密情報としての取扱いが受けられるよう最善を尽くすこと。
6. 当社は、当社に対するサイバー攻撃その他の当社のセキュリティインシデントの発生の監視を実施する者又はこれらの事項への対応を実施する者（以下「セキュリティ監視者等」という。）に対して、当該セキュリティインシデントの発生の監視又は対応に

必要な範囲で、契約者の事前の承諾なく秘密情報を開示することができるものとする。当社は、セキュリティ監視者等に秘密情報を開示する前に、当該セキュリティ監視者等に秘密保持義務を課すものとし、秘密情報の開示を受けたセキュリティ監視者等に当該秘密保持義務の義務違反があった場合、当社の行為としてその責めを負うものとする。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、善良なる管理者の注意義務をもって、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。
8. 契約者及び当社は、秘密情報について、利用契約の目的の範囲でのみ使用し、利用契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。なお、複製又は改変により生じた情報も、秘密情報に含まれるものとする。
9. 秘密情報を開示した当事者が請求したときは、秘密情報を受領した当事者は、秘密情報を相手方の指示に従い速やかに返還、消去又は破棄するものとする。但し、利用契約に定める義務履行の目的、その他当該秘密情報の性質に照らして相手方の利益となる、又は相手方に不利益を与えない目的の範囲内であつ必要な限度において、秘密情報を保存し、利用することができる。
10. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。

第32条（個人情報）

1. 当社は、個人情報の保護に関する法律（本条において、「法」という。）に定める個人情報のうち、次の各号に定める情報（以下「個人情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。
 - （1）本サービスの提供に際して契約者より取扱いを委託された個人データ（法に規定する個人データをいう。以下同じ。）
 - （2）本サービスの提供のため、契約者と当社の間で個人データと同等の安全管理措置（法に規定する安全管理措置をいう）を講ずることについて、利用契約その他の契約により合意した個人情報なお、契約者は、個人情報を当社に提示する際にはその旨明示するものとする。また、契約者は、契約者の有する個人情報を当社に提供する場合には、業務遂行上必要な最小限度にとどめ、個人が特定できないよう加工した上で、当社に提供するよう努めるものとする。
2. 当社は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3. 当社は、個人情報について、次の各号の場合を含み、利用契約の目的の範囲でのみ使用し、利用契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に契約者から書面による承諾を受けるものとする。
 - (1) 当社に関連する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付する場合
 - (2) 本サービスのサービス向上等の目的で、個人情報（WEBサイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況なども含む。）の集計及び分析等を行う場合
 - (3) 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別又は特定できない態様にて提携先等第三者に開示又は提供する場合
 - (4) 個人情報の利用に関する同意をを求める目的で契約者に電子メール等を送付する場合
 - (5) その他任意に契約者の同意を得た上で個人情報を開示又は利用する場合
4. 当社は、第19条に基づく再委託先に対して契約者より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託することができるものとする。この場合、当社は、自己の責任において、再委託先に対して利用契約に基づき当社が負担する義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
5. 契約者が当社に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に定める個人番号及び特定個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」という。）の取扱いを委託する場合は、別紙の「特定個人情報等の取扱いに関する特約」が適用されるものとする。
6. 契約者が当社に特定個人情報等の取扱いを委託しない場合でも、本サービスにおいて特定個人情報等の電子データをその内容に含むシステム（以下、本条において「当該システム」という。）を取り扱うときは、契約者は、次の各号について保証するものとする。
 - ①契約者は、当該システムに含まれる特定個人情報等を当社に取り扱わせないこと。
 - ②契約者は、当該システムにおいて、番号法及び番号法に関連する各種ガイドラインで定義するアクセス制御を適切に行うこと。

第33条（契約上の地位等の譲渡禁止）

契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約上及び利用契約上の契約者の地位、並びに本規約及び利用契約に基づき発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡（法人の合併又は分割等により承継する場合を含む）、再使用許諾、又は担保設定することができない。

第34条（解除）

1. 契約者及び当社は、相手方に次の各号に定める事由の一が生じたときは、何等の催告を要せずして利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 重大な契約違反又は背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 監督官庁より営業停止処分、その他許認可・登録等の取消し処分を受けた場合
 - (6) 主要株主の異動、合併・会社分割・事業譲渡等の組織再編等により、会社の支配に重要な変更があった場合又はそのおそれがある場合
 - (7) 第35条の定めに違反又は虚偽の報告を行った場合
 - (8) その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 契約者又は当社は、相手方が本規約及び利用契約のいずれかの条項に違反した場合に、当該違反について催告をしたにもかかわらず催告後14日以内に、相手方の債務不履行が是正されないときは、利用契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 契約者又は当社は、自己に第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、又は前項の債務不履行を是正しない場合、利用契約が解除されたか否かを問わず、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとする。また、前各項に基づき利用契約の全部又は一部が解除された場合であっても、契約者又は当社は、前各項に基づく解除権を行使した相手方に対して損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとする。
4. 契約者は、自己に第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社に対し直ちに書面により通知しなければならないものとする。

第35条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、自らが次の各号に定めるいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) その役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼう

うゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれかに該当すること

- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等であること
- (3) 自ら又はその役員等が、反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与する等の関係にあること
- (4) 自ら又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される関係にあること
- (5) 自ら又はその役員等が、本サービスの提供において、反社会的勢力と知りながら本サービスの全部又は一部を提供し又は利用させていること

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
- (2) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (3) 風説の流布、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (4) その他前各号に準ずる行為

3. 契約者及び当社は、相手方が前項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとする。

第36条（利用契約終了後の措置）

1. 契約者は、利用契約が理由の如何を問わず終了したときは、本サービスの利用を終了し、本サービスに関する情報の記録された書面（マニュアルを含む）その他の記録媒体を遅滞なく当社に返還すると共に、本サービスに関して提供されたソフトウェア等を契約者の端末機器から完全に消去するものとする。
2. 当社は、利用契約が終了したときは、第7条第2項に定めるサービス解約日を経過後は、本サービス用設備に登録されているデータ等はすべて当社の責任において削除するものとする。
3. 当社は、前項の規定によりデータ等を削除した場合、これによって契約者に損害が生じたときであっても、損害を賠償する義務を負わないものとする。

第37条（通知の方法）

本規約、基本仕様書及び利用契約並びにそれらに付随して締結される覚書、諸規程等に基づき、本サービスに関して当社が契約者に対して行う通知は、別途明示された場合を除

き、申込書に記載された連絡担当者（第4条に基づき連絡担当者又は連絡先が変更された場合は、当該変更後の宛先）に対し、次のいずれかの方法により行われるものとする。

- ① 電子メール（送信した時点で通知したとみなす）
- ② 当社ウェブサイト（公開した時点で通知したとみなす）
- ③ F A X ・ 電話

第38条（損害賠償）

契約者及び当社は、本規約及び利用契約に関し、自己の責に帰すべき事由により、相手方に損害を生じさせた場合には、相手方に対し、損害賠償責任を負担する。但し、本規約に別途定めのある場合は、この限りではない。

第39条（当社の損害賠償責任の制限）

1. 当社が、契約者に対し、本規約及び利用契約に起因又は関連して負担すべき損害賠償責任の範囲は、契約責任（債務不履行責任その他一切の責任を含む）、不当利得責任、不法行為責任を含め、その請求原因を問わず、当社の責に帰すべき事由により、直接かつ通常の結果として契約者が現実には被った損害に限られ、逸失利益を含まないものとする。
2. 前項の損害賠償の額は、損害発生の直接の原因となった本サービスにかかわる月額利用料金（年額払いの場合には年額利用料金を12で除した額）の1ヶ月分を上限とする。
3. 契約者は、法律上の請求原因の如何を問わず、損害の発生原因が生じた日から1年以内に前条の損害賠償の請求を行わなければ、その請求権を行使することはできないものとする。

第40条（当社の免責事項）

1. 当社は、以下の各号の場合には、契約者に対し一切の義務及び責任を負担せず、また以下の各号に定める事由に起因又は関連して契約者に生じた損害については、契約責任（債務不履行責任その他一切の責任を含む）、不当利得責任、不法行為責任を含め、その請求原因を問わず、賠償責任を負担しない。
 - ① 契約者が本規約又は利用契約の条項のいずれか1つにでも違反した場合。
 - ② 契約者の管理すべきハードウェア（端末機器及び回線接続環境を含む。以下、本条において同じ）又はソフトウェアに、故障・不具合・不通・不良・不作動等が存する場合。

- ③ 契約者の管理すべきハードウェア又はソフトウェアと本サービスとの相性の悪さ、互換性の欠如・不足、データ形式の相違等に起因又は関連して、契約者の管理すべきハードウェア若しくはソフトウェア又は本サービスに、故障・不具合・不通・不良・不作動等が発生した場合。
- ④ 当社が別途契約者に対して開示又は説明した本サービスの免責事項、制限事項、注意事項等に該当する事由又は禁止事項等に違反する事由の存在する場合。
- ⑤ 契約者が第三者の知的財産権その他の権利を侵害した場合。
- ⑥ 前各号の他（前各号の場合は契約者の責めに帰すべき事由が存しない場合を含む）、契約者の責めに帰すべき事由が存する場合。
- ⑦ 第一種電気通信事業者又はインターネット接続プロバイダの通信回線の不通・不良等、電力会社による電力の供給停止・不安定等、社会基盤（インフラ）の不良・不具合、契約者と当社の契約するインターネット接続プロバイダとの間の通信回線の不通・不良等の存する場合。
- ⑧ 第三者の不法行為又は債務不履行が存する場合。（当社の再委託先を除く）
- ⑨ 地震、台風、豪雨、落雷、洪水、竜巻その他一切の天災地変の存する場合。
- ⑩ 戦争、内乱、クーデター、テロリズムの存する場合又はコンピュータウイルスによる場合（当社が当時の技術水準において当該コンピュータウイルスを排除することが容易であった場合を除く）。
- ⑪ 第7号乃至第10号の他、当社の責めに帰することができない事由が存する場合。

2. 前項により当社が契約者に対して免責される場合において、当社が免責される原因と同一の原因によって、当社が第三者に対し損害賠償請求権その他の権利を取得するときは、当社は契約者に対し、当社が免責された範囲内で、当該第三者から賠償を受けた金額を限度としてその損害を補償する。

第41条（準拠法）

本規約及び本サービスの利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

第42条（合意管轄）

本規約及び利用契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第43条（協議等）

1. 本規約に定めなき事項、又は、本規約の解釈に疑義を生じた事項については、契約者と当社は、誠意をもって協議し解決する。
2. 本規約のいずれかの条項が無効、違法又は法的強制力がないとされたときは、無効、違法又は法的強制力がないとされた当該規定は法律要件に合致させるために必要な限度に限り削除され制限されるものとし、本規約の他の条項の有効性、強制力には何らの影響を与えないものとする。

第44条（優先関係）

1. 本サービスの契約内容は本規約、基本仕様書、及び利用契約（以下、本条において「本規約等」という。）により定められるものとし、これらと異なる口頭の合意等がある場合であっても、本規約等に特段の定めがある場合を除き、本規約等の定めが優先して適用されるものとする。
2. 本規約等は次の各号の順序に従って、優先的に適用されるものとする。
 - ① 利用契約
 - ② 基本仕様書
 - ③ 本規約

第45条（存続条項）

本規約の規定のうち、第29条（知的財産権侵害時の責任）、第31条（秘密情報の取扱い）、第32条（個人情報）、第34条（解除）、第35条（反社会的勢力の排除）、第36条（利用契約終了後の措置）、第38条（損害賠償）、第39条（当社の損害賠償責任の制限）、第40条（当社の免責事項）、第41条（準拠法）、第42条（合意管轄）、第43条（協議等）、第44条（優先関係）、及び本条については、本サービスの利用契約終了後も引き続き効力を有するものとする。

付則

初版制定 2009年12月1日

第2版改定 2018年9月15日

第3版改定 2023年4月1日

特定個人情報等の取扱いに関する特約

(本特約の目的・適用範囲)

第1条 本特約は、本サービスにおいて、契約者から当社への特定個人情報等の取扱いの委託が発生する場合に、その取扱い条件を定めることを目的とする。なお、契約者が当社に対し特定個人情報等の取得事務そのものを委託する場合は、契約者及び当社は、別途当該事務に関して必要な事項を定めた契約を締結するものとする。

(特定個人情報等の取扱いの委託)

第2条 契約者は、当社による本サービスの提供上必要な最小限度において、特定個人情報等の取扱いを当社に委託するものとする。

2. 契約者は、特定個人情報等の取扱いを当社に委託することのできる権限を適法に有していること、及び特定個人情報等が、番号法を遵守して適正に取得されたものであることを保証するとともに、当社に特定個人情報等の取扱いを委託することについて特定個人情報等の主体たる本人に対して責任を負う。契約者が本項に規定する権限を適法に有していないこと、又は特定個人情報等が適正に取得されたものでないことが判明した場合、当社は、契約者に通知の上、利用契約を解除することができる。
3. 契約者が特定個人情報等の取扱いを当社に委託する場合、当社に対し、書面により次の各号の事項を通知するものとする。
 - ① 委託する事務が番号法第9条第1項又は同第2項に定める個人番号利用事務であるか番号法第9条第3項に定める個人番号関係事務であるかの別
 - ② 当該情報が個人番号又は特定個人情報である旨
 - ③ 委託する特定個人情報等の利用目的
4. 契約者は、自らの責任において、事前に本人確認等を実施するものとする。
5. 特定個人情報等の授受担当者、授受媒体、授受方法、授受記録の方法及び特定個人情報等の取扱い場所等は、特定個人情報等の安全管理の観点から、別途契約者当社協議の上、書面により定めるものとする。
6. 当社は、契約者の事前の書面による承諾なしに、前項に定める特定個人情報等の取扱い場所から、特定個人情報等を持ち出してはならないものとする。

(特定個人情報等の秘密保持)

第3条 当社は、契約者から取扱いを委託された特定個人情報等を秘密として取り扱うものとする。また、契約者の書面による事前の許諾を得ることなく、本サービスの提供以外の目的で、保管、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、本特約第6条に定める再委託先が本サービスの提供上必要な最小限度において、特定個人情報等を取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないものとする。これに伴い、当社は、契約者の書面による事前の許諾を得ることなく、本サービスを提供するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

2. 当社は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、当社の指揮監督を受けて本サービスに従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、特定個人情報等に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

(安全管理措置)

第4条 当社は、本サービスの提供にあたり、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

2. 契約者が前項に定める安全管理措置に関し、その具体的内容を特に指定しようとする場合、契約者及び当社は、本サービスの内容、規模及び対価を考慮し、協議の上、対応を決定するものとする。

(管理、監督、教育)

第5条 契約者及び当社は、前条に定める安全管理措置を徹底するため、本サービスの提供にあたり特定個人情報等の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。

2. 当社は、本サービスの提供上、実際に特定個人情報等を取扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(委託の取扱い)

第6条 当社は、本サービスの提供上、特定個人情報等の取扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する必要がある場合には、再委託先（再委託先が更に第三者に委託した場合にはその末端までの委託先を含む。以下同じ。）の名称及び住所を書面により事前に契約者に通知し、契約者の許諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。この場合、契約者が最初の委託者でない場合には、契約者は、当社への再委託の許諾に当たり、最初の委託者の許諾を受けなければならない。

2. 前項の場合、当社は自らの責任において、再委託先に対して、本特約で定められている当社の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
3. 第1項に規定する許諾が得られなかったことにより、当社が本規約又は利用契約の全部又は一部を履行することが困難となった場合、契約者当社間において、本規約及び利用契約に規定する契約条件の変更又は終了について協議の上、対応を決定するものとする。

(報告、監査)

第7条 契約者は、当社における本特約の遵守状況（安全管理措置の実施状況を含むがこれに限定されない。）を確認するために必要な限度において、当社に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができる。この場合、当社は、事業の運営に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、契約者の求めに応じるものとする。

2. 前項の報告、資料の提出又は監査の受入れにあたり、当社は契約者に対して、当社の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。）に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。
3. 契約者は、監査のために当社の事業所又はデータセンター等への入館が必要となる場合、当社所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 当社は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに契約者に報告するものとする。このとき、契約者及び当社は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

2. 前項の場合において、契約者及び当社が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって特定個人情報等の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、契約者当社協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

第9条 当社は、自己の責に帰すべき事由により、本特約に違反して、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生し、契約者に損害が生じた場合、本規約第38条及び第39条に従ってこれを賠償する責任を負うものとする。但し、当社が本規約第4条に定める安全管理措置を誠実に実施したこと、また、それにもかかわらず特定個人情報等の漏えい等の事故の発生を回避できなかったことを証明できる場合、その範囲内において、損害賠償の責任を免れるものとする。

(特定個人情報等の返還等)

第10条 当社は、本サービスが終了したとき、又は契約者の求めがあるときはいつでも、契約者より取扱いを委託された特定個人情報等（その複製物を含む。）の全部又は一部を契約者に返還し、又は記録媒体から消去しなければならない。

2. 当社は、特定個人情報等の削除又は廃棄に関して、当社所定の証明書等を契約者に提示する。証明書等の発行の時期及び頻度については、契約者当社間で協議の上、書面に定めるものとする。

(存続条項)

第11条 本特約の第3条、第6条、第9条、第10条及び本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとする。

以上

付則

初版制定 2009年12月1日

第2版改定 2018年9月15日

第3版改定 2023年4月1日